

令和7年度青森県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第33条の18第1項に規定する情報公表対象支援等情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）について、事業者から報告される障害福祉サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を実施するに当たり、当該事務を効率的かつ円滑に行うことを目的とする。

2 実施主体

青森県

3 基準日

令和7年4月1日

4 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 報告の対象となる事業者

次に掲げるサービス（以下「障害福祉サービス等」という。）を実施する事業者とする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

6 事業者の報告の内容

報告を必要とする内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第65条の9の8による別表第1号に掲げる項目（以下「基本情報」という。）及び別表第2号に掲げる項目（以下「運営情報」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。）第36条の30の4による別表第2に掲げる項目（以下「基本情報」という。）及び別表第3に掲げる項目（以下「運営情報」という。）、障害者総合支援法施行規則第65条の9の10及び児童福祉法施行規則第36条の30の6に規定する都道府県が定める情報（以下「任意設定情報」という。）であり、次のとおりとする。

なお、基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者は、基本情報のみの報告で足りるものとする。

(1) 基本情報

法人・事業所の所在地、従業者数、サービスの内容等の基本的な事実情報。

(2) 運営情報

利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

7 報告の方法

(1) インターネットによる方法

事業者は独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）を利用し、直接入力することにより県へ報告する。

(2) インターネット以外による方法

公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情があると県が認める場合は、紙媒体で県へ報告する。

8 報告の開始及び期限

(1) 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
障害福祉サービス等の事業者指定を受けた日から1ヶ月以内。

(2) 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
報告年度の5月1日から7月31日

9 公表の時期

9月下旬

なお、8月1日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後1ヶ月以内

1 0 随時報告する内容

法人及び事業者等の名称、所在地、連絡先について修正又は変更のあったときは、上記7の方法により随時報告するものとする。

1 1 調査の実施

(1) 目的

利用者保護等の観点から、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行う。

(2) 調査の実施時期

公表を行うために県が必要と認める場合に実施する。

1 2 苦情等の窓口

利用者等からの苦情等に対応する窓口は、県障がい福祉課障がい福祉事業者グループとする。

【苦情等連絡先】

郵便 〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

電話 017-734-9308

F A X 017-734-8092

電子メール syahuku-syougai@pref.aomori.lg.jp

附 則

この要綱は、令和7年4月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。